

会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備を、以下の通り実施します。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督します。
- (2)取締役は、法令、定款、取締役会決議及びその他社内規程に従い職務を執行します。
- (3)取締役の職務執行状況は、監査役会規程及び監査役監査基準に基づき監査役の監査を受けます。
- (4)代表取締役社長は、コンプライアンスに関する基本方針を取締役及び使用人に周知徹底し、法令順守を当社の企業活動の前提とします。
- (5)内部監査室は、各部門の職務執行状況を把握し、各業務が法令、定款及び社内規程に準拠して適正に行われているかを検証し、代表取締役社長に報告します。
- (6)取締役及び使用人が法令及び定款に違反する行為を発見した場合に通報できる、社外の弁護士又は第三者機関を直接の情報受領者とする通報制度を整備・運用しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、取締役会規程及び組織規程の定めに則り適切な保存及び管理を行います。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

法務部を主管としたリスク管理委員会及びリスク管理規程のもとで、評価と改善を行います。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し、迅速な対応を行うことにより損害の拡大を防止しこれを最小限に止めます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行の効率性に関しては、各取締役が担当部門の効率性測定に適切な指標を用い、レビューした結果を毎月取締役会に報告します。この結果は適正に取締役の報酬その他における評価に反映されることとします。

各部門の適切な指標は、経営計画の達成に向け各部門が実施すべき具体的な目標及び効率的な達成方法を業務担当取締役が定めたうえで、その効率性を測るに相応しい定量的な指標とします。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

事業の種類別に責任を負う取締役を任命し、法令順守体制を構築する責任と権限を与えます。内部監査室がその横断的な管理を行います。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制

現在、監査役の職務を補助する使用者は置いておりませんが、監査役からの要求があった場合には、監査役の職務を補助する専任スタッフを置くこととし、その体制は取締役と監査役が協議して決定します。

7. 前号の使用者の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用者を設置する場合には、当該使用者はその職務の遂行に関して取締役の指揮命令を受けないものとします。また、当該使用者の人事考課については、監査役の同意を得なければならないものとします。

8. 取締役及び使用者が監査役会に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は次に定める事項を監査役会に報告することとします。

- (1)重要会議で決議された事項
- (2)会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- (3)毎月の経営状況として重要な事項
- (4)内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- (5)重大な法令違反及び定款違反に関する事項
- (6)その他コンプライアンス上必要な事項

使用者は上記(2)及び(5)に関する重大な事実を発見した場合は、監査役会に直接報告することができることとします。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、業務執行取締役及び重要な使用者から自由にヒアリングでき、代表取締役社長及び監査法人とは定期的に意見交換会を開催することとします。

